

情報セキュリティ基本方針

平成17年4月 1日制定

平成28年9月29日最終改定

ようてい農業協同組合（以下「当組合」という。）は、事業活動上の重要資産である情報システム、ネットワーク及びお預かりする個人情報を大切に保護することを経営課題とし、情報資産のセキュリティを確保するために「情報セキュリティポリシー」を策定し、組織全体として情報セキュリティを行っていくことが、組合員・利用者サービスの向上を図っていく基本であり、社会的責務であることを認識し、皆様との信頼関係をより一層深めるために以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システム並びに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行い、情報セキュリティの維持改善に努めます。